



鳥取県公報

平成18年3月31日(金)
号外第55号

毎週火・金曜日発行

目 次

規 則 鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則 (33) (税務課) 2

———公布された規則のあらまし———

鳥取県税条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

- (1) 鳥取県税条例の一部が改正され、規則で定める徴収金をコンビニエンスストア（以下「コンビニ」という。）においても納税できることとされたことに伴い、当該規則で定める徴収金を自動車税とするとともに、納付書等の様式を定める。
- (2) 道路運送車両法による自動車の継続検査を受ける納税者の利便を図るため、当該継続検査の申請の際必要な自動車税の納税証明書に係る有効期限について、所要の改正を行う。
- (3) 個人情報の保護等を図るため自動車税納税証明書（継続検査用）に不要な個人情報を記載しないこととする等所要の改正を行う。
- (4) 中小企業者に対する融資制度の見直しに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) コンビニでの県税の納税

- ア コンビニで納税ができる徴収金は、自動車税とする。
- イ コンビニで納付する際の納付書等を、領収済通知書にバーコードが記載されている次の様式として定める。
 - (ア) 納税通知書・納付書（自動車税（コンビニ対応））
 - (イ) 納付書（自動車税（税額変更コンビニ対応））
- ウ コンビニでの納税に係る自動車税納税証明書は、当該コンビニの領収印が押印されたときにその効力を生ずるものとする。

(2) 納税証明書の有効期限

口座振替等の利用を開始した後の最初に到来する自動車税の納期限から当該年の7月15日までの間に道路運送車両法による自動車検査証の有効期間の満了日が到来する自動車に係る納税証明書の有効期限は、当該年の6月20日（現行 5月30日）とする。

(3) 自動車税納税証明書（継続検査用）の様式

- ア 自動車の所有者（使用者）の記入欄を削除する。
- イ 車台番号の記入欄を加える。

(4) 中小企業の振興に資する融資制度

鳥取県企業自立サポート事業による融資を受けるために必要な納税証明書の手数料は徴しない。

- (5) その他所要の規定の整備を行う。
- (6) 施行期日等
- ア 施行期日は、公布の日とする。ただし、(4)は、平成18年4月1日とする。
- イ 所要の経過措置を講じる。

規 則

鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第33号

鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県税条例施行規則（昭和35年鳥取県規則第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下この条において「移動条項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下この条において「移動後条項等」という。）が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動条項等に対応する移動後条項等が存在しない場合には、当該移動条項等（以下「削除条項等」という。）を削り、移動後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等（以下この条において「追加条項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示並びに削除条項等を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示並びに追加条項等を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この条において「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この条において「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正表を削り、改正後表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(納付書等)</p> <p>第2条の2 条例第2条第1項第10号から第12号までの規定による納付書等は、次に定める様式によるものとする。</p> <p>(1) 条例第2条第1項第10号の納付書</p> <p>ア 普通徴収に係る場合 <u>第1号様式、第1号様式の3及び第5号様式の2</u></p>	<p>(納付書等)</p> <p>第2条の2 条例第2条第1項第10号から第12号までの規定による納付書等は、次に定める様式によるものとする。</p> <p>(1) 条例第2条第1項第10号の納付書</p> <p>ア 普通徴収に係る場合 <u>第1号様式から第1号様式の3まで、第1号様式の6及び第5号様式の2</u></p>

イ 申告納付に係る場合 第1号様式の2及び第61号様式

(2) 条例第2条第1項第11号の納入書 第1号様式の2及び第61号様式

(3) 略

(知事が収納事務を委託した者に納付することができる県税に係る徴収金)

第2条の3 条例第6条第1項ただし書に規定する規則で定める徴収金は、自動車税とし、第1号様式その6及び第1号様式の3その7による納付書(領収済通知書にバーコードが記載されているものに限る。)により納付するものとする。

(督促状)

第2条の4 略

(納税管理人の申告書等)

第2条の5 略

第4条 条例第16条第3項第3号に規定する規則で定める融資制度は、次のとおりとする。

(1) 略

(2) 略

(3) 県内中小企業者の経営及び設備等の整備に要する資金に対する融資

(4) 略

(5) 略

(6) 企業が県内の工業団地等において行う工場の新設等に要する資金に対する融資

(7) 県内廃棄物処理業者等が行う循環型社会の構築に向けた施設又は設備の整備に要する資金に対する融資

(8) 個人若しくは中小企業者が県内において行う創業又は県内中小企業者が行う新分野への進出若

イ 申告納付に係る場合 第1号様式の2、第1号様式の6、第5号様式の2及び第61号様式

(2) 条例第2条第1項第11号の納入書 第1号様式の2、第1号様式の6、第5号様式の2及び第61号様式

(3) 略

(督促状)

第2条の3 略

(納税管理人の申告書等)

第2条の4 略

第4条 条例第16条第3項第3号に規定する規則で定める融資制度は、次のとおりとする。

(1) 鳥取県中小企業設備資金貸付規則(昭和39年鳥取県規則第55号)に基づく融資

(2) 鳥取県中小企業経営健全化資金貸付規則(昭和41年鳥取県規則第10号)に基づく融資

(3) 鳥取県特別金融対策資金貸付規則(昭和41年鳥取県規則第11号)に基づく融資

(4) 略

(5) 略

(6) 県内の港湾又は空港を利用して行う輸入に要する資金に対する融資

(7) 略

(8) 略

(9) 県内中小企業者が先端技術の開発、導入等を行うのに要する資金に対する融資

(10) 観光施設、レクリエーション施設等の整備を行う者が、県の他の制度に基づく融資(第5号に係るものを除く。)を受けないで行うこれらの施設の整備に要する資金に対する融資

(11) 企業が県内の工業団地等において行う工場の新設等に要する資金に対する融資

しくは先端技術の開発、導入等に要する資金に対する融資

(9) 県内中小企業者が有する新技術、企画等の事業化に要する資金に対する融資

(10) 県内中小企業者が経営改善を図るために行う金融機関からの借入金の借換え等に要する資金に対する融資

(11) 県内中小企業者等が経営改善を図るために行う無担保小口融資の借換え等に要する資金に対する融資

(12) 経営の再建を図る県内中小企業者が行う再生事業の実施に要する資金に対する融資

(13) 取引先企業の倒産等に伴い経営の安定に支障を生じている県内中小企業者の経営の維持に要する資金に対する融資

(14) 略

(証明書の交付)

第50条 略

2 前項の規定により交付する証明書の有効期限は、当該証明書交付後最初に到来する自動車税の納期限の前日とする。ただし、当該証明書交付後最初に到来する自動車税の納期限から当該年の7月15日までの間に道路運送車両法による自動車検査証の有効期間の満了日が到来する自動車に係る自動車税を口座振替等の方法により納付する納税者に交付する同項の証明書の有効期限は、当該年の6月20日とする。

3 前2項に定めるもののほか、所長は、自動車税に係る納税通知書又は納付書を納税者（口座振替等の方法により自動車税を納付する者を除く。）に交付する際に当該自動車に係る自動車税について現に滞納がないときに限り、道路運送車両法第97条の2第1項の規定によって呈示する当該自動車について自動車税の滞納がないことを証する書面（以下この条において「呈示書面」という。）として、有効期限を当該年度の翌年度分の自動車税の納期限の前日とする第64号様式の2による証明書を交付するものとする。この場合において、当該証明書は、出納員又は指定金融機関等、郵便局若しくは条例第6条第1項第3号に掲げる知事が収納の事務を委託した者の

(12) 研究開発型企业等が県内において行う事業所の新設等に要する資金に対する融資

(13) 企業体質の強化又は経営の安定のため中小企業者が行う施設の整備等に要する資金に対する融資

(14) 境港輸入促進地域内の工業団地等において輸出入品を取り扱う製造業者等が行う事業所の新設等に要する資金に対する融資

(15) 個人又は中小企業者が県内において創業するために要する資金に対する融資

(16) 略

(17) 創造的な事業活動を行う中小企業者が行う研究開発等に要する資金に対する融資

(証明書の交付)

第50条 略

2 前項に定めるもののほか、所長は、自動車税に係る納税通知書又は納付書を納税者（口座振替等の方法により自動車税を納付する者を除く。）に交付する際に当該自動車に係る自動車税について現に滞納がないときに限り、道路運送車両法第97条の2の規定によって呈示する当該自動車について自動車税の滞納がないことを証する書面（以下この条において「呈示書面」という。）として、有効期限を当該年度の翌年度分の自動車税の納期限の前日とする第64号様式の2による証明書を交付するものとする。この場合において、当該証明書は、出納員又は指定金融機関等若しくは郵便局の領収印が押印されたときに、その効力を生ずるものとする。

領収印が押印されたときに、その効力を生ずるものとする。

4 前3項に定めるもののほか、所長は、口座振替等の方法により自動車税を納付する納税者が当該年度分の自動車税の納期限において現に滞納がないときに限り、呈示書面として、有効期限を当該年度の翌年度分の自動車税の納期限の前日とする第64号様式の2による証明書（当該納税者が第14条の2第3項の規定により磁気テープ等が送付されている指定金融機関等に自動車税を納付する場合にあっては、第64号様式の3による証明書）を交付するものとする。

5 略

様式目次

1 通則関係

第1号様式その1～その5 略

その6 納付書（自動車税（税額変更コンビニエンスストア対応））

第1号様式の2 略

第1号様式の3その1～その6 略

その7 納税通知書・納付書（自動車税（コンビニエンスストア対応））

その8 略

その9 略

その10 略

その11 略

第1号様式の4～第1号様式の10 略

2～12 略

第1号様式の4（第2条の4関係） 略

第1号様式の5（第2条の5関係） 略

第1号様式の6（第2条の5関係） 略

第1号様式の7（第2条の5関係） 略

第17号様式（第20条関係）

過誤納金還付（充当）通知書

鳥取県 部県税事務所長

印

略

3 前2項に定めるもののほか、所長は、口座振替等の方法により自動車税を納付する納税者が当該年度分の自動車税の納期限において現に滞納がないときに限り、呈示書面として、有効期限を当該年度の翌年度分の自動車税の納期限の前日とする第64号様式の2による証明書（当該納税者が第14条の2第3項の規定により磁気テープ等が送付されている指定金融機関等に自動車税を納付する場合にあっては、第64号様式の3による証明書）を交付するものとする。

4 略

様式目次

1 通則関係

第1号様式その1～その5 略

第1号様式の2 略

第1号様式の3その1～その6 略

その7 略

その8 略

その9 略

その10 略

第1号様式の4～第1号様式の10 略

2～12 略

第1号様式の4（第2条の3関係） 略

第1号様式の5（第2条の4関係） 略

第1号様式の6（第2条の4関係） 略

第1号様式の7（第2条の4関係） 略

第17号様式（第20条関係）

過誤納金還付（充当）通知書

鳥取県 部県税事務所長

印

略

略
略
略
略

略

略		差引還付額	(八) - (二)
---	--	-------	-----------

略

* 下記「口座振込」欄に金融機関名等が記載されている方へは、還付日にその口座へ振り込みます。

なお、「口座振込」欄に記載のない方及び「差引還付額」が0の方は、裏面の《お知らせ》をお読みください。

口座振込	略
------	---

(備考) 口座振込により還付するときは、年度の項中

「

年度	
----	--

」とあるのは、

「

年度	還付日
	年月日

」とする。

第64号様式 (第50条関係)

自動車税納税証明書 (継続検査用) 証明書番号 第 号

略	
略	
支出日	略
略	

略

略	支出日	差引支出額	支出金額
		(八) - (二)	

略

隔地	金融機関名
----	-------

口座	略
----	---

第64号様式 (第50条関係)

自動車税納税証明書 (継続検査用) 証明書番号 第 号

車台番号	
登録番号	
略	

上記の自動車に係る自動車税は、滞納がないことを証明します。

年 月 日

鳥取県 部県税事務所長 印

自動車の所有者（使用者）

登録番号	
略	

上記の自動車に係る自動車税は、滞納がないことを証明します。

年 月 日

鳥取県 部県税事務所長 印

第64号様式の2（第50条関係）

(鳥取県)

自動車税納税証明書
(継続検査用)
年度

車台番号	
登録番号	

上記の自動車に係る自動車税は、滞納がないことを証明します。

鳥取県 部県税事務所長 印

本証明書の有効期限 年 月 日

略

次のいずれかに該当するものは無効です。

1～3 略	略
-------	---

(納税者保管)

第64号様式の2（第50条関係）

(鳥取県)

自動車税納税証明書
(継続検査用)
年度

登録番号	
------	--

上記の自動車に係る自動車税は、滞納がないことを証明します。

鳥取県 部県税事務所長 印

本証明書の有効期限 年 月 日

略

次のいずれかに該当するものは無効です。

1～3 略	略
-------	---

第64号様式の3（第50条関係）

(鳥取県)

自動車税納税証明書
(継続検査用)
年度


第64号様式の3（第50条関係）

(鳥取県)

自動車税納税証明書
(継続検査用)
年度

車台番号	
登録番号	

上記の自動車に係る自動車税は、滞納がないことを証明します。

鳥取県 部県税事務所長 

本証明書の有効期限 年 月 日


略

次のいずれかに該当するものは無効です。

1 及び 2 略

登録番号	
------	--

上記の自動車に係る自動車税は、滞納がないことを証明します。

鳥取県 部県税事務所長 

本証明書の有効期限 年 月 日

略

次のいずれかに該当するものは無効です。

1 及び 2 略

第2条 鳥取県税条例施行規則の一部を次のように改正する。
 第1号様式その5の次に次の1様式を加える。
 第1号様式その6（第2条の2、第2条の3関係）

<p>(鳥取県) 領収済通知書 ④ 県税</p> <p>31</p> <p>口座番号 加入者 登録番号 納税番号</p> <p>住所</p> <p>氏名</p>	<p>(鳥取県) 納付書 ④ 県税</p> <p>31</p> <p>口座番号 加入者 登録番号 納税番号</p> <p>住所</p> <p>氏名</p>	<p>(鳥取県) 領収証書 ④ 県税</p> <p>31</p> <p>口座番号 加入者 登録番号 納税番号</p> <p>住所</p> <p>氏名</p>
--	---	--

<p>(鳥取県) 領収済通知書 ④ 県税</p> <p>31</p> <p>口座番号 加入者 登録番号 納税番号</p> <p>氏名</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>領票ID 年 度 所 税 目 期 別 区 分 CD</p> <p>事 由 納 税 番 号 税 額 CD</p> </div> <p>コンビニ収納用（ご注意）金額を訂正した場合、コンビニでは納付できません。</p>	<p>納付場所</p> <p>納 期 限</p> <p>税 額 延滞金 合計</p> <p>円</p>	<p>鳥取県 部 県 税 務 所 長 ・ 出 納 員 様</p> <p>領 収 日 付 印</p>
---	---	---

<p>年度 自動車税</p> <p>下記の字体に従って記入してください。</p> <p>01234 56789</p> <p>円</p>	<p>納 期 限</p> <p>税 額 延滞金 合計</p> <p>円</p>	<p>鳥取県 部 県 税 務 所 長 ・ 出 納 員 様</p> <p>領 収 日 付 印</p>
--	---	---

<p>自動車税</p> <p>納 期 限</p> <p>税 額 延滞金 合計</p> <p>円</p>	<p>納付場所</p> <p>納 期 限</p> <p>税 額 延滞金 合計</p> <p>円</p>	<p>統 轄 店 御 中</p> <p>領 収 日 付 印</p>
---	---	-----------------------------------

<p>自動車税</p> <p>納 期 限</p> <p>税 額 延滞金 合計</p> <p>円</p>	<p>自動車税</p> <p>納 期 限</p> <p>税 額 延滞金 合計</p> <p>円</p>	<p>領 収 日 付 印</p> <p>上記金額を領収しました。</p> <p><収入印紙不要></p> <p>(納税者保管)</p>
---	---	---

(備考) この納付書は、自動車税税額変更通知書により通知された税額の納付について使用すること。

第1号様式の3その10を第1号様式の3その11とし、第1号様式の3その7から第1号様式の3その9までを1様式ずつ繰り下げ、第1号様式の3その6の次に次の1様式を加える。
第1号様式の3その7(第2条の2、第2条の3関係)

(表 面)

<p>(鳥取県) 領 収 済 通 知 書 ㊦ (県 税)</p> <p>31</p> <p>口 座 番 号 加 入 者 登 録 番 号 納 税 番 号</p> <p>住所</p> <p>氏名</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>領 票 ID 年 度 所 属 日 期 別 区 分 CD</p> <p>事 由 納 税 番 号 税 額 CD</p> </div> <p>コンビニ収納用 (ご注意)金額を訂正した場合、コンビニでは納付できません。</p>	<p>(鳥取県) 納 付 書 ㊦ (県 税)</p> <p>31</p> <p>口 座 番 号 加 入 者 登 録 番 号 納 税 番 号</p> <p>住所</p> <p>氏名</p> <p>自動車 納 税 額 延 滞 金 合 計</p> <p>納 期 限</p>	<p>(鳥取県) 自 動 車 納 税 通 知 書 兼 領 収 証 書 ㊦ (県 税)</p> <p>31</p> <p>口 座 番 号 加 入 者 登 録 番 号 納 税 番 号</p> <p>住所</p> <p>氏名</p> <p>納税貯蓄組合番号</p> <p>納 期 限</p>
<p>年度 自動車税</p> <p>下記の字体に従って記入してください。</p> <p>01234 56789</p> <p>円</p> <p>税 額 延 滞 金 合 計</p> <p>鳥取県 部 県 税 務 所 長 ・ 出 納 員 様</p> <p>指 定 機 関 名 (取りまともめ店)</p> <p>取 り ま と め 局</p> <p>収 納 代 行 会 社 名</p>	<p>年度 自動車税</p> <p>円</p> <p>税 額 延 滞 金 合 計</p> <p>納 期 限</p> <p>日 計</p> <p>円</p> <p>統 轄 店 御 中</p> <p>領 収 日 付 印</p> <p>(金融機関・郵便局/コンビニ店舗控)</p>	<p>年度 自動車税</p> <p>納税貯蓄組合番号</p> <p>円</p> <p>税 額 延 滞 金 合 計</p> <p>納 期 限</p> <p>上記金額を領収しました。</p> <p>領 収 日 付 印</p> <p><収入印紙不要></p> <p>鳥取県 部 県 税 務 所 長 印</p> <p>◎ 裏面をお読みください。</p> <p>(納 税 者 保 管)</p>

(裏面)

◎課税の根拠

この自動車税は、地方税法第145条及び鳥取県税条例第135条の規定によって課せられたものです。

◎延滞金

納期限までに税金を完納しないときは、その翌日から税金完納の日までの日数に応じ、税額(1,000円未満の端数があるとき又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に対し、年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント(当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合))の割合で計算した額の延滞金を徴収します。

◎お知らせ

1 賦課に不服がある場合について

納税者は、この県税の賦課について不服がある場合は、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。

また、この県税の賦課処分取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として(訴訟において鳥取県を代表する者は知事となります。)、提起することができます。なお、処分を経た後でなければ提起することはできませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決をしないで処分取消しの訴えを提起することができます。

① 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。

② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

③ その他裁決をしないことにつき正當な理由があるとき。

2 滞納処分について

納期限までに税金を完納しないため督促を受け、かつ、その督促状を發付した日から起算して10日を経過した日までに、この税金に係る徴収金を完納しない場合には滞納処分を受けることとなります。

◎納付場所

- 鳥取県指定金融機関
- 鳥取県指定代理金融機関
- 鳥取県収納代理金融機関
- 鳥取県、鳥取県、岡山県、広島県又は山口県の区域内の郵便局
- 鳥取県が県税の収納の事務を委託したコンビニエンスストア
- 各県税事務所

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1条中第4条の改正は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の鳥取県税条例施行規則第50条及び第64号様式から第64号様式の3までの規定により交付された証明書は、当該証明書の有効期限が到来する日までの間は、改正後の鳥取県税条例施行規則第50条（第2項ただし書を除く。）及び第64号様式から第64号様式の3までの規定により交付された証明書とみなす。